

「港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」の概要

平成25年7月
国土交通省

1. 背景

第183回国会において、非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路を定める制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成25年法律第31号）（以下「改正法」という。）が成立し、平成25年6月5日に公布された。

今般、改正法における一部の規定について、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることに伴い、当該規定の施行期日を定める。

2. 概要

改正法の一部の規定（国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定める制度等に係る改正規定）の施行期日を平成25年8月1日とする。

3. 今後のスケジュール

閣 議：平成25年7月26日
公 布：平成25年7月31日
施 行：平成25年8月1日